

特許行政サービス改善調査委託事業

令和3年度概算要求額 1.2億円（1.8億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、社会全体で活用するためには、知的創造サイクルを支える様々なプレーヤーの参入は必要不可欠であり、国民一人一人に対する知財意識の向上は重要性を増しています。
- 本事業では、知的財産に対して理解と関心を得ることを通して、より一層、質の高い知的財産が創出される国を実現するため、国民の皆様に対して知的財産に関する情報発信を実施します。
- 具体的には、広告、イベント、WEBページ、広報誌、パンフレット、プレスへの記事配信等による情報発信を実施します。
- 広報効果を測定し、常時見直しを図るとともに、より効果的な情報発信等に向けた特許行政サービス向上のための広報等に係るコンサルティング等の活用や、各広報事業の連携による相乗効果の創出を図り、より効果的な情報発信を実施します。

成果目標

- 特許庁HPへのビジット数が1,450万回以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

広告・プレス配信（ペイドメディア）

- 国内外の新聞・雑誌等に記事広告の掲載やニュースリリースの配信を実施する
- 国内外でイベントを主催したり、各種イベントに出展し施策を紹介する

WEBページ（オウンドメディア・IT）

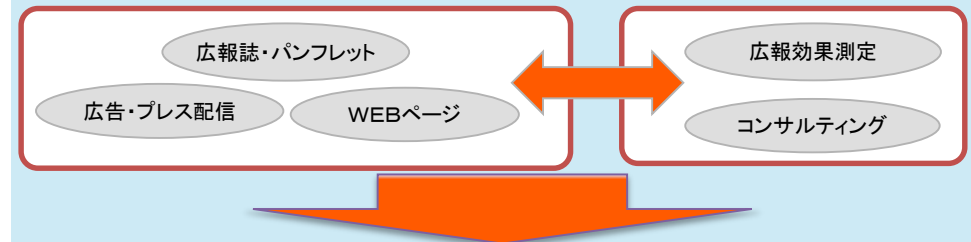
- 魅力あるコンテンツ（動画を含む）を作成し、特許庁ホームページを充実させる
- ソーシャルメディアを一層活用し、情報の拡散を図る

広報誌・パンフレット

- 魅力的な広報誌やパンフレットを作成し、ITのみではアプローチできない層に情報を到達させる

広報効果測定・コンサルティング等

- インターネット調査や来庁者アンケートなどを実施し、これらの結果を踏まえ広報等に係るコンサルティング等を活用し、上記3つや特許行政サービス向上のための改善案を提案する



- 効果的な広報・情報展開
- 効果測定やコンサルティング等による行政サービスの向上
⇒ 国民一人一人の知財意識の向上